



市民自治をめざす 1000人の会 NEWS

2008.1.1
No. 42

発行 市民自治をめざす1000人の会 住所 〒271-0092 千葉県松戸市松戸1879-24 ほくとビル5F
Tel&Fax 047-360-6064 E-mail shinji-1000party@msj.biglobe.ne.jp
郵便振替口座 00130-0-76000 http://www5b.biglobe.ne.jp/~matsudo

市立病院の現状と これから役割は

明けましておめでとうございます。貧困が拡大し、平和が脅かされる時代だからこそ、多くの市民と連帯して、市民自治が貫かれる自治体と社会をめざしたいと思います。今年もよろしくお願いします。

ご承知のように、松戸市には、公立病院が2つあります。1950年に開設された「国保松戸市立病院」と1993年に開設された「福祉医療センター東松戸病院」です。今日、全国的に見ても公立病院の運営は、医師・看護師不足や医療制度の改正・改悪の中で、赤字経営に悩んでいます。

●市立病院の現状

松戸の2つの市立病院でも、状況は同じようです。市立病院では医師96名のところ90名で6名欠、看護師496名のところ479名で17名欠。東病院では医師15名のところ10名で5名欠。看護師77名のところ72名で5名欠です(2007年3月末)。これだけの欠員が生じれば診療や看護、しいては収益にも大きな影響が出ざるを得ません。この3年間で見ると市立病院の收支状況は、04年度で1億6,730万円の黒字、05年度で6億228万円の赤字、06年度で3億4,349万円の赤字。東病院では、06年度で6,015万円の赤字となっています。一般会計からの繰入は、04年度・23億5千万円余、05年度・22億3,900万円余、06年度・27億7,600万円余となっています。

今年6月に成立した地方自治体財政健全化法では、連結実質赤字比率や実質公債費比率等の財政指標が求められることになりますが、これで見ると「隠れ赤字」はさらに大きくなると思われます。

●市立病院が果たしてきた役割は

市立病院は、市内に大きな民間病院がない時代の1950年に診療科目5科、病床数25床からスタートし、

1967年に診療科目9科、一般病床146床。1980年には診療科目15科、一般病床450床。2006年には、診療科目23科、一般病床605床となっています。

この間に、1981年に臨床研修病院の指定。83年に小児医療センター完成。85年に第3次救急救命病院の指定。88年に臨床修練指定病院の指定。89年に救急部の開設。96年に災害拠点病院の指定。99年に第2種感染症指定医療機関の指定。01年に急性期病院と東葛北部保険医療圏における基幹病院として重要な役割を果たしてきました。

●赤字経営改善の方向は

日本の医療制度は、国民皆保険制度といかなる医療機関でも受診できるフリーアクセス制度のもと、国民の「安定」「安心」を支え、世界最高水準の平均寿命や高い保険医療水準を実現してきたと言われています。ところが、厚労省は、2005年に医療費の削減のために「医療制度改革大綱」を決定し、医療制度改革・改悪を推進してきました。

このために、全国の多くの公立病院が赤字経営に転落し、存亡の危機に立たされています。今年11月、総務省は「公立病院改革ガイドライン」を提起し、各自治体は『公立病院の改革プラン』の策定を求められています。

多くの市民が、2つの市立病院を利用したことがあると思います。医療改悪がされる中で、市立病院の役割はどうあるべきか、病院建替え問題も含めて利用者・市民の立場から真剣に考え、論議する時だと思います。

出前講座のご案内

「市立病院の歴史と現状、医療改革の中での公立病院の役割は」

- 日時 / 1月25日(金) 午後6時30分から
- 会場 / ほくとビル4F会議室
- ゲスト / 松戸市健康福祉本部・病院整備担当室長

後期高齢者医療制度の中止・撤回の世論を！

今年、様々な取組が新たに千葉県で、またその流れを受けて市町村で始まろうとしています。その中で医療・福祉また介護の分野で従来の枠を超えて「大きな姿」を現そうとしているのが、医療制度構造改革関連法です。06年6月、第164国会で政府与党が強行採決した法律です。この狙いは、社会保障費の削減そのものです。

●医療費削減が狙いと結果は

07年11月、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会は、今年4月改定の診療報酬の基本方針等を議題に、資料として、『平成20年度予算編成などに関する建議』を提出しました。社会保障・医療の項では「平成20年度予算、(略) ▲2,200億円を確実に達成するために(略)、以下の項目を始め、聖域を設けることなく削減方策検討の必要(略)」の文章記載があります。随所に「適正」の表現があり、適正化とは、この削減ありきを前提とした構造改革を進めることであり、費用適正化は求められる予算枠内に抑えることを指しています。それは、憲法が国民の権利として定める基本的人権、生存権、社会保障制度の在り方を前提としたものではありません。

医療費抑制・削減のねらいは、自己負担引き上げや保険外医療拡大での負担増と診療報酬改定。入院日数短縮。中長期的効果として介護型療養病床の全廃・医療病床削減等を進めるものです。県知事も、全国市長会も国へ意見書を出しましたが、現状ではこの方針に変化はありません。

そして医療依存度が高くならざるを得ない高齢者・障害者をひとまとめにし、その保険料内で制度維持

を行う都道府県別後期高齢者医療制度の創設等です。多岐にわたる内容で、12もの法律に及びます。必要とされる項目もありますが、負の部分が圧倒的です。当時、経営悪化と医師・看護師不足で病床廃止、医療機関倒産、医療から排除される多くの中高齢市民の姿が社会問題になっていました。改革は、それに歯止めどころか、産婦人科・小児科、救急から排除された若い世代の患者となって登場しています。生命の危機の問題として広がっています。年々上がる保険料や重税で、受診から遠ざかる患者さんの姿や孤独死は、この周辺でも起こっています。千葉県南部では現在も医師不足で、縮小する病院の話、隣接の三郷市や都内でも、閉鎖する病院の新しい話が、医療関係者の間で話題となっています。



●なんとしても、後期高齢者医療制度の中止・撤回を！

後期高齢者医療制度凍結は、多くの制度見直しを求める医療団体や市民の声を無視しきれず、しかも、参院選の与党の惨敗で浮上しています。ところが、凍結対象者は、70～74歳の窓口負担であり、国民健康保険加入者以外の一部の75歳以上の方だけです。高い保険料を支払っている高齢者は対象外という、公平さに欠く凍結内容です。しかもこの制度は、周知徹底されていません。世界でも例がないと、厚労省担当者が言う、年齢差別のある医療制度は、大きな矛盾があります。理不尽なこの制度は、中止・撤回以外にありません。憲法の人権と生存権を守る社会保障制度に戻すかどうか、それは今後、私たちの国・自治体への働きかけ・取組にかかっておきます。かならず後期高齢者医療制度の中止・撤回を勝ち取りましょう。

関 智子
(社会保障推進松戸市協議会)

市民自治をめざす1000人の会 第11回総会のご案内

- ▼日時 / 2008年1月19日(土)午後1時30分から4時30分
- ▼会場 / 松戸市民会館301号室
アトラクション 寸劇「ヒロシマガイド」
(水道局編)
- 総会後に恒例の新年会も開催します。総会＆新年会にご参加ください。

介護保険と在宅介護 ～新たな居住・家族形態を見直すところから

この文章のテーマは、障害を持っても高齢になっても地域に住み続けられる仕組み作りです。その観点から、まず昨年4月の介護保険制度改定で、在宅で支援の必要な高齢者にどういう影響が出たか、私たちの経験から挙げてみます。

改定内容は多岐に亘っていますが、利用者に直結する大きな問題は、①介護予防の導入、②訪問介護の生活援助の利用の制約、の2点です。介護予防の導入では、まず認定区分が要支援1・2、要介護1～5の7区分になり、その内要支援1・2の人は「日常生活の基本動作はほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性が高い」とされています。その結果、通所系のサービス優先や訪問系のサービスの制約、福祉用具貸与の利用不可などの方針が打ち出されました。

ヘルパーの利用が減らされて一部が全額自己負担になった人、あるいは起き上がりが大変なのに介護ベッドのレンタルができず購入した人が出了ました。また、要支援の人のケアマネは原則として地域包括支援センターの担当になりました。認定の更新で要

支援と要介護のボーダーラインの人は、認定が変わるたびにケアマネも変わることになります。もともと介護保険だけで地域に住み続けることは困難でしたが、ますます状況は厳しいと言えるでしょう。

では、どうすればよいのか。私たちは、居住の機能を自分たちで持ち、運営していかねばと考えています。いわゆる特養や有料老人ホームのような施設ではなく、共同で居住する仕組みです。介護保険などの制度を活用しつつ、全体の運営はそこに住む人が行なう。そのためには、介護を必要としないうちに始める、いまの居住形態や家族形態も見直す、など思い切った発想が必要で、おそらく10～20人程度の規模が運営しやすいのかと思います。

今の政策や家族の状況を見ると、漫然と歳を重ねていては、納得いく老いや死を迎える保証はないように思えます。自分自身がどう老いてどう死ぬかを考える中で、こうした取り組みをしていく必要がありそうです。

鎌田啓作

(NPO法人「あらかると」)

政府は、即時に一律全面救済を認めろ！

●一律全面救済を決断できなかつた福田首相

＜総理 決断の時間（とき）です！＞＜切捨ては許さない！＞と人間の尊厳をかけて訴え続けてきた薬害肝炎訴訟の原告団に対して、12月20日、政府は「命の線引き」に固執し、原告団が求める被害者の一律救済を拒否する和解案を示しました。

記者会見された原告団は、この「命の線引き」をする政府の和解案を拒否し、和解協議の打ち切りを表明されました。原告団・弁護団は「私たち薬害被害者は線引きされ、切り捨てられました。しかし、今後とも線引きのない全員一律救済を貫いていく」（薬害肝炎全国原告団・山口美智子代表）と怒りの決意を述べています。

●参議院議員・川田龍平さんの奮闘

多くのマスコミは、「薬害を生んだ責任を放棄」「患

者を見殺しにするな」と政府の和解案に批判的です。薬害C型肝炎は、肝炎ウイルスが混入した「フィブリノゲン」など血液製剤によって起きた感染症です。患者になんら責任もなく、責任はすべて血液製剤を製造した製薬企業と、製造・販売を認めた政府にあります。政府と企業は、薬害を引き起こした加害責任を認め、肝炎訴訟の原告らが求める「全員一律救済を」の願いを決断すべきです。

元薬害エイズ訴訟の原告であり、参議院議員の川田龍平さんは、この間の薬害肝炎全国原告団と共に大奮闘され、最後まで「福田首相は、今こそ政治決断を！」と、多くの国会議員と連携し、厚労省前や首相官邸前で訴え続けました。こうした国会議員が登場したことは心強いことです。



貧困の拡大・生活保護基準の引き下げは許せない！

厚生労働省は「低所得世帯の消費実態との均衡」を理由に来年度から生活保護基準を引き下げる方針を表明しました。人間らしい暮らしができない貧困層を大量に生み出し、放置しておきながら、それを理由に「低い方に合わせるべきだ」という卑劣なやり方は絶対に許せません。

▼深刻な影響が

生活保護基準が引き下げられれば、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、公立高校の授業料免除基準、就学援助の給付対象基準、また、自治体によっては国民健康保険料の減免基準など、医療・福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動してきます。最低賃金も下がり、ワーキングプアがもっと増えることになります。

問題は、生活保護基準の改定は国会の議決事項ではなく、厚生労働大臣の告示で決まってしまいます。市民生活をいっそう苦しくし、貧困を拡大する保護基準切り下げをストップさせるためには、厚生労働大臣や与党に対して切実な声を届け、厚労省官僚の引き下げ方針を受け入れないように求める世論が重要です。

▼貧困の拡大に目を向けろ！

厚生労働省内の有識者会議「生活扶助基準に関する検討会」が、本年11月30日、生活保護基準に関する報告書を提出し、これを受けて舛添要一厚生労働大臣が、来年度からの引き下げを明言したのです。ところが、この検討会の報告書は、生活保護基準を引き下げるとは一言も言っていません。そればかりか、12月11日には、委員全員の連名で「生活扶助基準引き下げには慎重に当たるべきだとの考えが『全員の総意として確認された』との文書さえ出されています。

参院予算委員会での質疑では、福田首相は「厚労省の所管」と答弁を回避し、舛添厚労相は「来年の予算編成にどう反映していくか、与党のみなさんと具体的に検討していく」と、国民の貧困が広がり、厳しい実態をまったくわかっていない答弁に終始しています。

このような動向の中で、厚労省は一律引き下げを諦め、「格差是正」の名目に都市部の保護基準を引き下げ、地方を引き上げる方針だとも報道されています。

▼憲法25条の生存権保障を否定！

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化

的な最低限度の生活」の基準であって、国民の生存権保障の水準を決する極めて重要な基準です。11月28日に可決成立したばかりの改正最低賃金法は、「生活保護との整合性に配慮する」ことを明記して最低賃金引き上げに道を開きましたが、生活保護基準が下がれば、最低賃金の引き上げ目標額も下がることとなります。また、生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、所得の少ない市民の生活全体にも大きな影響を与えます。

生活保護基準以下の生活を余儀なくされている低所得者が多数存在する現状において、現実の低所得者層の収入や支出を根拠に生活保護基準の引き下げを許せば、生存権保障水準を際限なく引き下げていくことになります。「ワーキングプア」が多数存在する中で、生存権保障水準を切り下げることは、格差と貧困の固定化をより一層強化し、努力しても報われることのない、希望のない社会となります。

▼最後のセーフティネットを破壊するな！

日弁連をはじめ、多くの市民団体・労働団体等が「安易かつ拙速な生活保護基準の引き下げに反対する」声明を出して、抗議してきました。政府が進める新自由主義政策によって、日本社会は確実に貧困層が拡大し、最後のセーフティネットとなっている生活保護制度さえも破壊しようとする福田政権は許せません。政府と自民、公明両党に貧困NO！生存権保障基準を引き下げるな！の声に押されて、厚労省は生活保護基準の来年度の引き下げを断念しました。日本社会に広がる貧困を逆手にとった厚労省の卑劣な策動を市民の批判と運動で打ち破ったのです。しかし、厚労省はあくまで引き下げを「撤回」したわけではなく、1年「先送り」しただけです。今後は厚労省も体制を立て直して向かってくるでしょう。最低賃金抑制を狙う財界の圧力も強まるものと思われます。反・貧困の幅広いネットワークを強化し、来年の「再戦」に勝利しましょう。

吉野信次 記

●第24回住民塾「貧困・生活保護基準の引き下げがもたらす格差社会」

▼日時 / 3月1日（土）午後1時30分から

▼会場 / ほくとビル4F会議室

▼ゲスト / 村田悠輔さん（生活保護問題に取り組む市民団体・生活保護問題対策全国会議メンバー）

3・3・7号線（横須賀・紙敷線）をめぐる動向～地権者が代替道路案提起！

11月5日（月）午後、3・3・7号線の建設凍結を求める署名行動（「幸谷のみどりと環境を考える会」呼びかけ）で集められた署名・3,066筆が松戸市に提出されました。その後、地権者の関さん姉妹、関さんの森を育む会、関さんの森エコミュージアム準備会等々の市民たちが、今後の対策を検討されました。松戸市が、地権者の同意もない中で、都市計画道路案で国に補助金の申請をしたこと。議会筋では県収用委員会に持ち込むべきとの強硬論が出ていること。今後どのような対応をすべきか等の論議の中で、地権者の関さん姉妹が「苦渋の選択」として、緑地にやさしい代替案の提案をされました。この代替案を11月21日、松戸市に提案したところです。

12月議会では議会最終日に、市民クラブ（自民党系）から、「3・3・7号線道路の早期開通を求める決議」が提案され、採択されました。決議は、何の法的拘束力もなく、市長を応援する行動でしょう。松戸市は、地権者や関係者と十分な話し合いを継続すべきです。

廃校4校の跡地利用問題～売却ではなく公共施設への有効活用を！

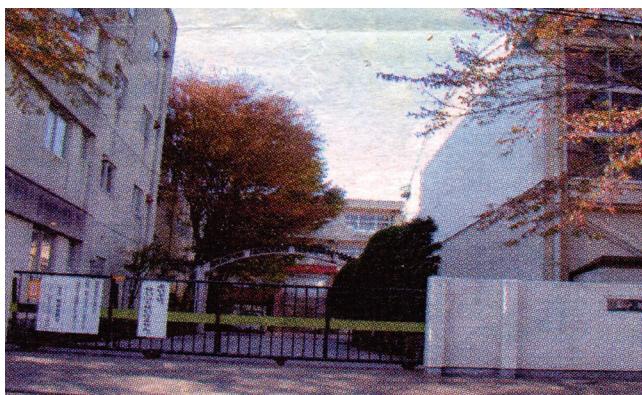
8月末に行政から、廃校4校の跡地「活用案」（タタキ台）が提案された以降、多くの地域組織・市民団体が、このタタキ台に反対して、問題提起をしています。11月15日に新松戸市民センターで開催された新松戸地域の市政懇談会では、松戸市から、「活用案」についての説明がされ、今後町会・自治会・管理組合・関係団体等に説明をしていくとの方向が示されました。2町会から提案の問題点、防災の観点から拙速な対応をすべきでないとの意見が出されたところです。

さらに関係する団体・グループ等から多くの提案が市長に出されています。校庭を利用している少年野球チームのリトルベアーズ等では、多くの署名を集めて、校庭の売却に反対しています。また、新松戸7丁目・新松戸西パークハウス管理組合・コミュニティ5番街管理組合の3市政協力委員の連名で、首都直下型地震が予想される中で、指定避難場所として確保すべきとの提案もされています。「ゆきとどいた豊かな教育を求める松戸市民集会実行委員会」は、緊急集会を開催し、4校の活用案を提案しています。旧新松戸北小跡の有効利用を考える会では、1,157名のアンケートと懇談会の開催を通じて、旧新松戸北小と新松戸北中の売却案に反対し、総合的な文化施設と福祉施設としての活用案を市長に提案しています。

12月市議会の一般質問でも、5名の議員が大切な公共財産を売却しないで、市民との十分な論議を経て有

効活用をすべきとの提案がされています。議会では、12月11日の全員協議会で13名からなる「学校跡地検討協議会」の設置を行い、議会からも提案をしていくことを確認しています。

旧新松戸北小跡の有効利用を考える会では、1月13日（日）午後2時から 新松戸市民センター会議室で、行政の担当者を招いて、第10回の懇談会を計画しています。



全面売却案の旧新松戸北小

松戸市議会12月定例会を傍聴して～議会が議会改革の検討へ！

松戸市議会に新しい波がおきだしました。初日の幹事長会議で、議会改革をめざす論議がされ、新たに「市議会活性化委員会」がスタートすることになったからです。この結論が出たのは、この1年ほど各会派からの6名の議員で構成する「議会を考える懇談会」が毎月1回ほどの論議を重ね、『今後の松戸市議会のあり方検討報告書』を提出していたからです。新しい委員会は、議長の諮問機関として、懇談会のメンバー6名と6会派の幹事長で構成します。

懇談会の報告書では、議会の現状と今後の役割、検討項目として、議案の説明聴取方法、一般質問、請願・陳情の審査方法、委員会活動のあり方、議決対象案件の検討、議会の情報公開、行政への市民参加と議会の役割、議員研修、議会事務局のあり方等が問題提起されています。地方分権改革が進む中で、議事機関としての政策形成機能、執行機関の監視を行う監視機関としての権能の充実が求められています。

このような中で、議会の再定義が求められています。市民・住民と議会の乖離は大きなものがあります。市民参加の議会が求められています。市民の代理人として果たす役割を、議員だけでなく、市民参加で議会改革を実現して欲しいものです。市民の側からも、積極的な提言をしていく時だと痛感したところです。

吉野信次 記

『役所がとっても遠くなる』 ～私の「道州制」考

日本を9ないし13に分割した道州制を導入しようという議論が、政府、自民党、財界の間で進められている。単純に計算しても、人口1,000万人のメガ、マンモス自治体の創出のプランである。今でさえ、ごく普通の庶民が県庁を訪れるなどめったにないのに、いわんや、道州制においてや。辿りつく道も分らぬまま、雲の上にそびえる威容を、ただ仰ぎ見るだけということになりはしないか。

わたしは、「地方自治の民主化の度合いは、住民と役所との距離、構成人口に反比例する」を持論にしているが、道州制こそ逆の意味で「究極の地方分権」といえるかもしれない。

▼「平成の大合併」のレールの上で

道州制をめぐる議論は、「消えては出、また姿を現し」を繰り返してきた。1927（昭和2）年、官選の長を置く「州庁設置案」が提案され、1945（昭和20）年戦時末期のごく短い期間、国の出先機関として戦争遂行のため9つの「地方総監府」が設置された。戦後も、議論は繰り返されてきたが、いずれも実を結ばず、1981（昭和56）年の第18次地方制度調査会は「現行の府県制度は国民の生活・意識に強く定着」と分析し、道州制の事実上の棚上げを結論づけた。

ところが、2006（平成18）年第28次地方制度調査会は、都道府県の廃止と道州制導入を打ち出し、9道州、11道州、13道州の3パターンを提示した。国の方出先機関を廃止し、権限を大幅に道州に移譲し、さらには都道府県の持つ権限を道州に吸い上げて、巨大自治体を創ろうという構想である。自壊した安倍内閣は、2007年6月19日、「戦後レジームから脱却するため、『地方が主役の国づくり』を目指す。地方分権改革の総仕上げである道州制実現のため検討を加速する」「『新分権一括法案』を3年内に国会に提出する」と閣議決定した。「平成の大合併」を仕上げた余勢を駆ってのことだろうが、これで実現へ向けての政府の本格的動き出しと見ることが出来るか。安倍内閣に継ぐ福田政権はどうするのか？

▼原点に戻って考えよう

なぜ、道州制なのか？紙幅がないのが残念だが、

①地方からの分権拡大要求のうねりを逆手にとって、②政府は、国家財政の赤字脱却の一つの方策として、地方への押し付け、肩代わりを策したものであり（骨太の改革がまさにそれである）、③国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するという國の責務を放棄している——と、私は考えている。

47人の知事、その下には巨大な機構と人員がへばりついている——これを一挙に解体して道州制へという荒行がそう簡単にいくとは思わない。だが、大きい自治体への衝動は、絶えず続くことだろう。松戸市で今起こっている政令指定都市へと向かう議論、そしてこの道州制をめぐる議論でも、原点から出発しなければならない。原点とは、「住民の手に余るような自治体にしてはならない」ということだろう。

西村 祐絵 記

裁判員制度について考えてみませんか～2・17 千葉・松戸集会

▼日時 / 2月17日（日）午後1時30分

～4時30分

▼会場 / 松戸市民会館301号室

▼講師 / 高山俊吉弁護士（裁判員制度はいらない！大運動・呼びかけ人）

▼主催 / 裁判員制度を考える会・松戸（準）
(Tel 047-367-1313)

（本の紹介）

『裁判員制度の正体』

西野喜一著（講談社現代新書）

『裁判員制度はいらない』

高山俊吉著（講談社）



裁判員制度を陪審制度と 勘違いしていませんか

裁判員制度が、2009年5月をメドにスタートしようとしています。この間、政府・最高裁・法務省・検察庁は、ものすごい金を使ってアピールや動員をおこなってきました。中でも、法務省のタウンミーティングの「やらせ」発覚（06.11）、最高裁の裁判員制度全国フォーラムの「さくら」発覚（07.1）など目にあまる行動が行われています。

それでも世論は、最高裁アンケート（06.2）で参加消極61%、読売新聞アンケート（06.12）で参加消極75%、内閣府アンケート（07.2）で参加消極78%と全く期待していません。

千葉県・松戸では、市民有志による学習会や相談会が開催されています。学習会の中で、制度の特徴、規制と処罰、何のための導入か等々を学ぶと、ほとんどの市民が「なぜ、こんな制度を国会で短時間のうちに与野党の全会一致で可決したのか」との疑問と「私はこの制度を陪審制度と勘違いしていた。この制度には参加したくない」との怒りに満ちた拒否反応を示します。

裁判員制度の特徴は、①20歳以上のものが職業裁判官と一緒に使う。②重大犯罪事件の裁判に限る。③否認・自白の区別なく関与する。④量刑判断にも関与する。⑤多数決で結論を出す。⑥裁判員就任は原則として断れない。⑦被告人は裁判員の裁判を一切断れない。⑧3～5日程度で判決を言い渡す。⑨厳しい罰則規定等々です。

●いまこそ、凍結・廃止の世論を！

米国などで行われている陪審制度は、職業裁判官は評議・評決に加わらず、被告人が無罪を主張した場合しか開かれず、陪審員は量刑には関らず、有罪には全員一致が必要です。また、出頭辞退が広範に許され、被告人は陪審裁判を断る権利を持っており、一年近くも続けています。この比較でも、陪審制度とは全く違う制度であることが分かります。

法務省は「現行の裁判に是正や改善を要する特別の問題はない。裁判官の間違いや偏向を正すのではない。国民の司法学習の機会」だとしています。「国民に統治主体意識を持たせる」ことによって、国民に社会秩序を守る、国を守ることを求めているのでしょうか。国民を人権の主体たる座から下ろし、制限して、権力側に引き寄せ抱き込み、「国民参加の司法改革」を通じて、改憲の先取りをするものでしょう。最近になって憲法違反、「現代の赤紙」との批判が拡大する中で、見直しが迫られています。私たちは、安易な修正論や運用論、単純な弁護

技術論等ではなく、凍結・廃止を求めます。

今川和子 記

パトリオットミサイル（PAC 3）の習志野基地への強行配備に抗議する

PAC 3が11月29日午前3時30分、航空自衛隊習志野分屯地に搬入されました。市民にまったく情報開示をせず、しかも200名の機動隊に守られての強行配備でした。

1000人の会も賛同団体になっている「パトリオットミサイルはいらない！習志野基地行動実行委員会」は、28日夕方、PAC 3が三菱重工小牧を出発したとの情報を入手、賛同する個人、団体に阻止行動を呼びかけたところです。29日午前零時には、基地正門前に30名の市民が集まりました。埼玉、茨城からも続々と仲間が駆けつけ、最終的には80名の市民が阻止行動に起ちあがったのです。1時45分、整然とした座り込み、阻止行動に対し、防衛省は機動隊など200名で私たちを正門前から暴力的に排除したのです。この過程で機動隊員に押し倒された女性県議が腕に怪我をしています。反対側の歩道にパッキングされた市民は、それでも抗議の声を上げ続けました。

■PAC 3は市民を守らない！

3時30分、日の丸、「自衛隊がんばれ」の横断幕を掲げた右翼40名に見守られる中、PAC 3の台座を載せた大型トレーラー5台が正門の中に消えました。私たち市民の度重なる基地や防衛省への申し入れ、議会への陳情などに答えることなく、強行配備したことはPAC 3が市民を守るものではないことを如実に示しています。防衛省は習志野に続き年度内の武山（横須賀）、霞ヶ浦（茨城）配備を計画しています。また、東京の新宿御苑や代々木公園での移動実動訓練も狙っています。

PAC 3の全国配備では、1兆円も要し、ミサイル防衛システム全体では6兆円もかかる代物で、軍需産業だけを喜ばせるものです。守屋前防衛省事務次官や山田洋行元専務などの「政軍財」の癒着と利権構造が大きな問題となっているときだけに、配備を許さない行動が求められます。

永田 研二 記

倒産争議で闘い、自主生産に向かうハイムの労働者を支援しよう！

12月13日、JR北松戸駅から10分ほどの鉄道沿線にある「ハイム化粧品株式会社」を6名の仲間で訪ねました。倒産争議と闘う全統一労組ハイム化学分会への支援のためです。

8月9日、会社の破産申請によって、ハイム化粧品（本社・松戸）が倒産したため、組合（全統一労組ハイム化学分会とJEC連合ハイム支部）が、即日工場を占拠して自主管理しながら労働債券の確保、事業継続、雇用確保に向けた闘いを始めました。

さらに8月29日には、ハイム再建委員会を母体に、新会社「ハイム化粧品株式会社」を登記し、再建に向けた第一歩を踏み出しています。10月には、在庫品の競売が管財人立会いのもとで行われ、倉庫にある「ハイム製品」は全て新会社の「ハイム化粧品株式会社」の所有になっています。この在庫品の販売を呼びかけたところ、この間に1,700件ほどの注文があり、ハイム製品を愛する多くのファンの支持を得られたようです。

倒産時までは、70人ほどの労働者が働いていましたが、4ヶ月余たち、現在は20人ほどになっているようですが、それでも研究スタッフから現場の生産過程にわたるメンバーが揃っているようです。

■ハイム再建支援の市民連帯組織を

交流会では、羽田社長と生産現場の責任者の2名が出席され、その後生産現場を見学させていただきました。この交流の中で、12月末まで抵当権つきですが事業譲渡を完了し、2月頃には、売れ筋の化粧品の生産開始を始めたいとの抱負も聞かしてもらいました。帰り際には、寄せ書き・檄布を渡してきました。

今後、松戸市内の各市民団体や労働組合に呼びか



けて、交流会を計画し、5月頃にはハイム再建を支援する松戸市民の連帯組織をつくり、息の長い支援をしていきたいとの話し合いがもたれました。

東風 徹 記

政策研究＆イベント掲示板

● 1000人の会第11回総会

▼日時/1月19日（土）午後1時30分から ▼会場/松戸市民会館301号室 ▼総会後に新年会も予定しています。

●「自主講座・市民自治」開講～前我孫子市長・福嶋浩彦さんが主任講師

▼日時/1月23日（水）午後6時30分から ▼会場/中央学院大学（6号館622号室）▼年間8回開講（1月「市民自治の可能性」2月27日「新しい公共」とは何か ▼受講料/市民5,000円 学生3,000円 議員10,000円 ▼申し込み先/047-360-6064（吉野）

●出前講座「市立病院の歴史と現状、医療改革の中での公立病院の役割は？」

▼日時/1月25日（金）午後6時30分から ▼場所/ほくとビル4F会議室

▼ゲスト/松戸市健康福祉本部・病院整備担当室長

●「e市政を創る松戸市民の会」再スタート

▼日時/1月27日（日）午後6時から ▼会場/松戸市民会館301号室 ▼2年半後の市長選をめざして

▼連絡先/342-4359（西村）

●武力で平和はつくれない～基地の島・沖縄からの訴え

▼日時/2月2日（土）午後1時30分から ▼会場/流山初石公民館ホール ▼おはなし/糸数けいこ（参議院議員）▼連絡先/090-3311-7830（永田）

●「産む力・生まれる力を取り戻す」講演と語りのとき～上田市産院副院長・広瀬 健医師を招いて

▼日時/2月3日（日）午後2時から ▼会場/市民会館301号室 ▼連絡先/047-373-7703（久保田）

●裁判員制度について考えてみませんか～2.17千葉・松戸集会

▼日時/2月17日（日）午後1時30分から ▼会場/松戸市民会館301号室

▼講師/高山俊吉弁護士（裁判員制度はいらない！大運動・呼びかけ人）

▼主催/裁判員制度を考える会・松戸（準）（TEL 047-367-1313・蒲田）

●第24回住民塾「貧困・生活保護基準の引き下げがもたらす格差社会」

▼日時/3月1日（土）午後1時30分から ▼会場/ほくとビル4F会議室

▼ゲスト/村田悠輔さん（東京の福祉事務所・ケースワーカーで生活保護問題に取り組む）

●映画『赤貧洗うがごとき』上映

▼日時/3月23日（日）午後6時30分から ▼会場/アミュゼ柏ホール

▼主催/映画『赤貧洗うがごとき』上映東葛実行委員会（TEL 04-7144-0073・吉川）

●映画『六ヶ所村ラブソーテ』上映と六ヶ所村在住の菊川慶子さんを囲んでの懇談会

▼日時/3月30日（日）午後6時から ▼会場/大金平・天神庵 ▼連絡先/047-343-2756（香取）